

## 【重要】G Biz ID プライムアカウントを用いた申請に関する変更点について

令和3年3月26日（金）現在、電子申請の需要増加に伴い、「G Biz ID プライムアカウント（以下プライムアカウントと記載します。）」の発行に最大で3～4週間程度の期間を要します。

このため、特例措置として、G Biz ID 申請ページにおいて、「暫定G Biz ID プライムアカウント（以下、暫定プライムアカウントと記載します。）」の発行を可能とし、申請を可能とします。  
(<https://gbiz-id.go.jp/>)

### <暫定プライムアカウントとは>

- 申請書及び印鑑証明書・印鑑登録証明書の郵送を事後的に行っていただき、審査についても事後的に行うことで、最大48時間程度（土日祝日を除く。）で発行が可能となるアカウントです。
- 暫定プライムアカウントは、事業再構築補助金と小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の申請に限って利用できます。暫定プライムアカウントで両補助金以外の申請を行った場合、当該申請については無効となります。  
※申請後、交付までの間に通常のプライムアカウントが必要になります。暫定プライムアカウントを利用して申請された方も、通常のプライムへの変更手続きを進めてください。
- 既に通常のプライムアカウントをお持ちの方は、通常のプライムアカウントを用いて、申請を行ってください。暫定プライムアカウントの発行申請は不要です。
- エントリーアカウントをお持ちの方は、退会※を行ってから、暫定プライムアカウントの発行申請を行ってください。  
※退会した場合、過去の操作情報等を参照することはできません。

### <暫定プライムアカウントの発行申請開始時期>

- 3月29日（月）

### <暫定プライムアカウントの発行申請方法>

- G Biz ID のトップページの「gBizID プライム作成」から、必要事項を記入します（通常のプライムアカウントと同様）。  
※G Biz ID に登録済みのアカウント ID（メールアドレス）はご利用できません。  
※同一人物（氏名・住所等の基本情報が同じ）による複数の申請は受け付けられません。
- 記載事項のうち「部署名」欄に「特定補助金専用」という文言を記入※し、「申請書作成」をクリックする。申請書の印字、押印、印鑑証明書・印鑑登録証明書の取得、郵送は必要ありません。  
※部署名は記入せず、「特定補助金専用」のみ記載ください。
- 既に通常のプライムアカウントの発行を申請された方で、締切までにアカウントの発行が間に合わない方は、お手数ですが、再度、上記の作業により暫定プライムアカウントの発行申請を行ったうえで補助金の申請をお願いいたします（このとき、通常のプライムアカウントの申請についても進めさせていただき、審査が完了した時点で先に発行された暫定プライムアカウントが通常プライムアカウントにアップグレードされます。）。

- 暫定プライムアカウント、および通常のプライムアカウントの審査状況は、「申請状況確認」で結果をご確認ください。

<<https://gbiz-id.go.jp/app/prm/srh/list/show>>

暫定プライムを申請し、数営業日たっても承認メールが送られてこない場合は、ヘルプデスクにお問い合わせください。（0570-023-797）

- 暫定プライムアカウントを通常のプライムアカウントに変更される場合、暫定プライムアカウントの申請の際に作成した申請書を印字し押印の上、印鑑証明書・印鑑登録証明書とともに下記あて先まで、郵送してください。

【送付先】

〒530-8532 Gビズ ID 運用センター 変更プライム宛

※郵便番号のみで届きます。

<注意事項>

- 暫定プライムアカウントは、事業再構築補助金と小規模事業者持続化補助金（低感染リスク型ビジネス枠）の申請に限って利用できます。暫定プライムアカウントで両補助金以外の申請を行わないでください（行った場合、当該申請については無効となります。）。
- 暫定プライムアカウントではメンバーアカウントを作成できません。
- 暫定プライムアカウントではアカウント ID（メールアドレス）を変更しないでください。
- 上記注意事項に反していることが判明した場合、アカウントを凍結させていただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

<暫定プライムアカウントについての詳細に関するお問い合わせ先>

Gビズ ID ヘルプデスク

電話番号：0570-023-797（平日 9：00～17：00）

メール：support@gbiz-id.go.jp